

○射水市民病院運営協議会規程

平成 17 年 11 月 1 日

告示第 86 号

(設置)

第 1 条 射水市民病院(以下「病院」という。)に射水市民病院運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、病院の運営についての重要事項その他必要と認められる事項を協議する。

(組織)

第 2 条 協議会は、関係行政機関、関係団体の代表者及び学識経験を有する者で組織し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、病院長が招集する。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、病院事務局において処理する。

附 則

この告示は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日告示第 175 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日告示第 49 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 4 日告示第 179 号)

この告示は、平成 20 年 11 月 5 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 17 日告示第 73 号)

この告示は、公表の日から施行する。